

2025 年 11 月 28 日

東京都教育委員会 様

2025 年 10 月 23 日の教育委員会定例会において、夜間定時制の存続を求める請願が報告・審議されなかつたことについての公開質問

夜間定時制の存続を求める連絡会

東京都立立川高等学校芙蓉会（定時制同窓会）

立川高校定時制の廃校に反対する会

小山台高校定時制の廃校に反対する会

大山高校・北豊島工科高校定時制の存続を求める会

蔵前工科高等学校定時制を守る会

葛飾区内の夜間定時制の存続を求める会

（連絡先）〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館 三多摩子育て・教育問題連絡会

Tel・fax 042-842-3043 代表 多賀哲弥

2025 年 10 月 23 日の教育委員会定例会において、議案「令和 8 年度東京都立高等学校等の第一学年生徒募集人員等について」が審議された。しかし、私たちが提出した請願は報告も、審議もなされなかつた。

昨年（2024 年）10 月 24 日の教育委員会定例会において、小山台、桜町、大山、北豊島工科、蔵前工科、葛飾商業の夜間定時制が 2026 年度から生徒募集を停止する予告がなされたため、今年（2025 年）の教育委員会定例会でどのような決定がなされるのかが注目された。私たちは、今年 1 月から「立川、小山台、桜町、大山、北豊島工科、蔵前工科、葛飾商業の夜間定時制 7 校の廃校計画を撤回し、生徒募集を継続すること」の請願署名を集めてきた。署名数は 10 月 23 日までに 25, 130 筆となつた。

10 月 23 日の教育委員会定例会において請願を報告・審議しないという異例の取扱いに強く抗議し、以下の公開質問を行う。

1 私たちは教育行政に対する地域住民の意思表明として請願制度があり、教育委員会は保護者住民の声に耳を傾け、開かれた教育行政を進める必要があると考え、教育委員会に請願を提出した。こうした請願に対する私たちの考え方について、教育委員会はどのように考えるか。

2 2016 年 2 月 12 日の「都立高校改革推進計画・新実施計画」策定によって、雪谷、小山台、江北、立川の 4 校の夜間定時制の閉課程が決定され、同年 10 月 13 日の教

育委員会定例会で雪谷の募集停止の予告がなされた。その教育委員会定例会では請願が報告・審議され、教育委員会の回答も示された。それ以降、毎年、定例会に請願が報告・審議されてきた。この事実を認めるか。

- 3 10月23日の教育委員会定例会において請願が報告・審議されなかつた。昨年までの請願の扱いを変更した理由は何か。
- 4 「東京都教育委員会請願処理規則」の第三条は「教育委員会は、請願を迅速かつ慎重に検討し、その結果を請願者に通知する」となつてゐる。10月23日の教育委員会において、請願が報告・審議されなかつたのは「規則」違反ではないか。
- 5 「東京都教育委員会請願取扱要項」の第四、一には「主管課は、事案決定規定等において、委員会決定に該当する請願について、速やかに当該請願があつた旨を委員会定例会に報告するものとする」とある。請願を教育委員会定例会に報告しなかつたのは、この「取扱要項」違反ではないか。
- 6 11月18日の都議会文教委員会において、請願が教育委員会定例会に報告・審議されなかつたことについて質問が出され、高校改革推進担当部長は「都教育委員会に提出される請願のうち、既に教育委員会で決定された基本方針等に基づく事項等については、規則や要綱等に基づき、当該事案について決定権限を有する者が適正に処理することとされている。お尋ねの請願については、昨年10月の教育委員会において決定した『都立高校におけるチャレンジサポートプラン』に基づく事項等に該当するため、所管の部署において決定し、本年7月末に回答している」と回答した。この都議会文教委員会での回答について、以下、質問する。
 - (1) 「都教育委員会に提出される請願のうち、既に教育委員会で決定された基本方針等に基づく事項等については、規則や要綱等に基づき、当該事案について決定権限を有する者が適正に処理することとされている」と回答しているが、6校の夜間定時制の募集停止は「既に教育委員会で決定された基本方針に基づく事項」には該当しない。昨年10月の教育委員会では「生徒募集を停止する予定の学校」として6校をあげ、募集停止を予告したにすぎない。にもかかわらず、募集停止という重大な事項を教育委員会定例会において報告・審議しなかつたのは、教育委員会の側に瑕疵があるのではないか。また、「決定権限を有する者が適正に処理している」とあるが、「決定権限を有する者」とは誰のことを指すのか。
 - (2) 「昨年10月の教育委員会において決定した『都立高校におけるチャレンジサポートプラン』に基づく事項等に該当するため、所管の部署において決定」し

たと回答しているが、「チャレンジサポートプラン」で決定したとはいえ、生徒募集するか否かは毎年 10 月の教育委員会において「東京都立高等学校等の第一学年生徒募集人員等について」が決定されるのである。その教育委員会において募集停止に関する請願が報告・審議されるのは当然のことではないか。

(3) 請願について「本年 7 月末に回答している」と回答しているが、7 月 31 日付けの回答は、私たちが 6 月 9 日付けで提出した「夜間定時制課程の募集停止に関する質問」に対する回答にすぎない。「請願に対する回答」は「令和 8 年度東京都立高等学校等の第一学年生徒募集人員等について」の議案を審議する教育委員会定例会において回答すべきではないか。教育委員会定例会に報告・審議もしていない内容を「請願の回答」とするのは教育委員会そのものを軽視するものではないか。

(4) 7 月 31 日付けの回答を請願に対する回答だとしているが、その回答について、事前に教育委員会に報告してあるのか。教育長、教育委員は 7 月 31 日付けの回答内容を知っているのか。

7 9 月 5 日に改革推進担当課長に対して「夜間定時制の存続を求める連絡会」からの手紙を教育長、教育委員に渡して欲しいと伝えた。課長は「検討する」と言って手紙を受け取ったが、実際には教育長、教育委員に手紙を渡さなかったのか。もしも渡していなかったならば、その理由は何か。

なお、2021 年 10 月 14 日の定例会には「小山台高校定時制の廃校に反対する会」「東京都立立川高等学校芙蓉会（定時制同窓会）、「立川高校定時制の廃校に反対する会」からの教育長宛の手紙が定例会に報告されている。

8 私たちは、この 10 年間、夜間定時制の存続を求めて毎年のように請願署名を提出してきた。今年も 2 万 5000 筆を超える請願署名を提出してきた。しかしながら、10 月 23 日の教育委員会には請願署名の内容と署名数が報告されなかった。請願に署名された一人ひとりの願いや意思を踏みにじるものではないのか。

9 10 月 23 日の教育委員会定例会で「請願」が報告・審議されなかったのは「東京都教育委員会請願処理規則」に違反している。再度、教育委員会定例会での審議のやり直しをすべきである。教育委員会としてどう考えるか。

以上の質問について、12 月 28 日（日）までに回答すること。回答がある場合も、ない場合も公開する。